

基本目標Ⅱ

男女の人権が尊重される社会の構築

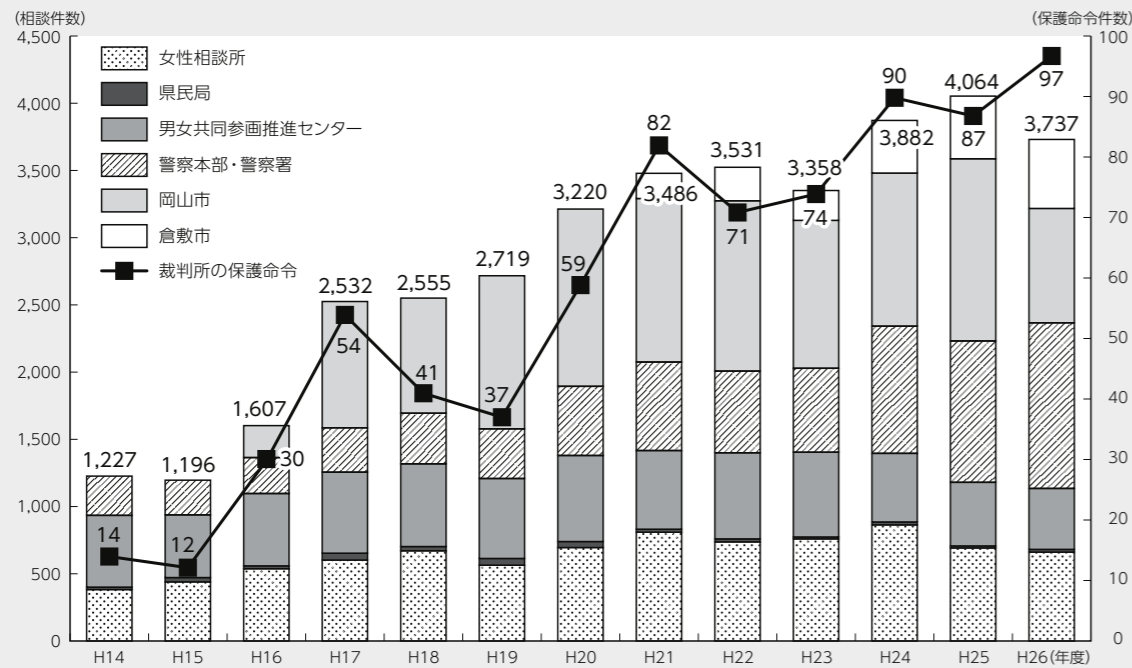
男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力(DV)など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければならない社会問題です。暴力を容認しないことは平和な社会を築く基礎であり、男女が両性の本質的平等のもとに、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組みます。

女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、経済情勢の変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に直面する人が増加している中で、さまざまな困難な状況に置かれている人々への支援にも取り組みます。

DV相談件数と裁判所の保護命令件数（県）



男女共同参画青少年課、子ども未来課、子ども女性安全対策課調べ（各年度末現在）

数値目標	策定時	目標値
DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)

重点目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまです。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、相談件数が圧倒的に多いのは女性からであり、被害も深刻です。その背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済的格差など、個人の問題として片付けられない社会の構造的な問題が存在しています。一方、男性からの相談件数が少ないのは、「男性は強くあるべき」、「男性は弱音を吐いてはいけない」といった意識から相談せず、表面化していないとも考えられます。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。

そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

特に、若い世代においては、交際相手などからの暴力(デートDV・ストーカー)も問題となっています。若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育・学習の推進や、相談窓口の周知が重要です。

また、配偶者等からの暴力(DV)の防止や被害者の保護については、県だけの対応では不十分です。「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(DV防止基本計画)に基づき、市町村をはじめとした関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

数値目標	策定時	目標値
高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3% (H26)	65.0% (H32)

施策の方向

① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

推進する施策

- 男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- DVに関する相談窓口の周知〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- 高齢者虐待防止の推進〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕



- 教職員等を対象とした人権意識の啓発（教育庁 人権教育課）
- 県立学校における人権学習（男女間のあらゆる暴力の防止）の推進（教育庁 人権教育課）
- 風俗環境浄化対策等の推進（警察本部 少年課・生活環境課）
- DV対策の推進（警察本部 子ども女性安全対策課）
- ストーカー対策の推進（警察本部 子ども女性安全対策課）

② 被害者への相談・支援・救済体制の充実

推進する施策

- 市町村が行うDV対策への支援（県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター）
- 民間団体と連携した自立支援体制の強化（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- 医療関係者等のDVについての理解の促進（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- DVに関する相談窓口の周知（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- 男女共同参画に関する総合相談の実施（県民生活部 ウィズセンター）
- 女性の人権についての相談機関の連携（県民生活部 ウィズセンター）
- 男性相談員による男性電話相談の実施（県民生活部 ウィズセンター）〔再掲〕
- DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実（県民生活部 ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所）
- 在住外国人に対する相談体制の充実（県民生活部 国際課）
- 障害のある人を対象としたDVについての情報提供（保健福祉部 障害福祉課）
- DV被害者の一時保護（保健福祉部 女性相談所）
- 要保護女子等を対象とした相談、調査、指導及び一時保護（保健福祉部 女性相談所）
- 高齢者虐待防止の推進（保健福祉部 長寿社会課）〔再掲〕
- 障害のある人に対する虐待防止の推進（保健福祉部 障害福祉課）
- 児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介（教育庁 人権教育課）
- ストーカー・DV被害防止のための相談・通報体制の強化（警察本部 子ども女性安全対策課）
- 被害者相談体制の強化（警察本部 県民応接課・捜査第一課）

③ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進

推進する施策

- 高校・大学等でのデートDV防止のための啓発講座の開催（県民生活部 ウィズセンター）
- 若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発（県民生活部 ウィズセンター）
- 県立学校における人権学習（男女間のあらゆる暴力の防止）の推進（教育庁 人権教育課）〔再掲〕

④ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

推進する施策

- DV対策に関係する機関による意見交換及び課題の検討（県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所）
- 市町村が行うDV対策への支援（県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター）〔再掲〕
- 民間団体と連携した自立支援体制の強化（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕

重点目標7 情報化社会における男女の人権の尊重

現状と課題

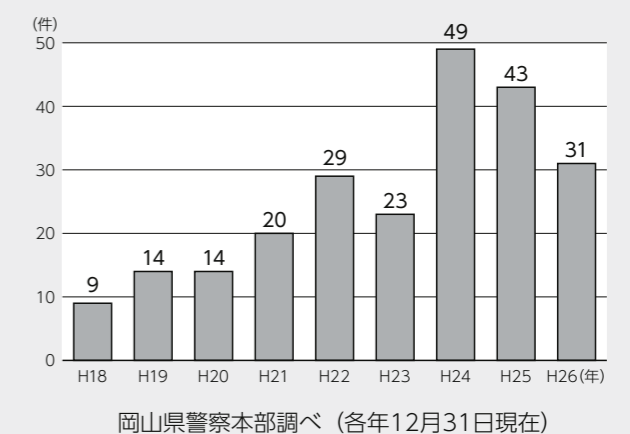
男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの影響力は極めて大きく、特に広報・啓発における役割が期待されます。

憲法では、「表現の自由」を権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても保障されなければなりません。特に、性の商品化や暴力などの表現については、社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損ない、さらに、女性の人権を侵害していることを認識する必要があります。

あわせて、受け手側もメディアからの情報をただ受け取るだけでなく、主体的に読み解いていく能力（情報リテラシー）の向上が求められます。

また、情報通信技術の進歩により、ツイッターやLINEなどのソーシャルネットワークサービスが飛躍的に普及し、生活の利便性が向上した一方で、それらが悪用され、情報リテラシー不足により青少年が巻き込まれる深刻な事件が発生するなど、高度情報化に伴う課題への対応も必要となっています。

わいせつ情報等の違法情報の取締件数



数値目標	策定時	目標値
フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)

施策の方向

① 女性の人権を尊重した表現の推進

推進する施策

- 県の各部局における男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進（全部局）
- 県広報紙などへの掲載広告に関する庁内審査会の開催（総合政策局 公聴広報課）

② 高度情報化社会への対応

推進する施策

- 条例に基づく青少年の健全育成の推進（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- 青少年の情報リテラシーの向上（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- 青少年健全育成アドバイザーの派遣（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- わいせつ情報等の違法・有害情報対策の推進（警察本部 生活環境課）



重点目標8 生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

男女がお互いを尊重し、性別による違いを理解しあって健やかに過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

特に女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」^(注7)の視点に基づく、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識の啓発が必要です。

さらに近年は、女性の就業等の増加や晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる諸問題の変化に応じた対策が必要となっており、女性専門外来を設置する医療機関が増え、女性の心と体の特性を総合的に考慮した診療を受けられる環境が整っていますが、今後さらに充実することが期待されます。

こうした視点を踏まえ、男女が互いの性別による違いについて理解を深め、男女の健康を生涯にわたり総合的に支援するための取組を進める必要があります。

(注7) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年の国際人口/開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

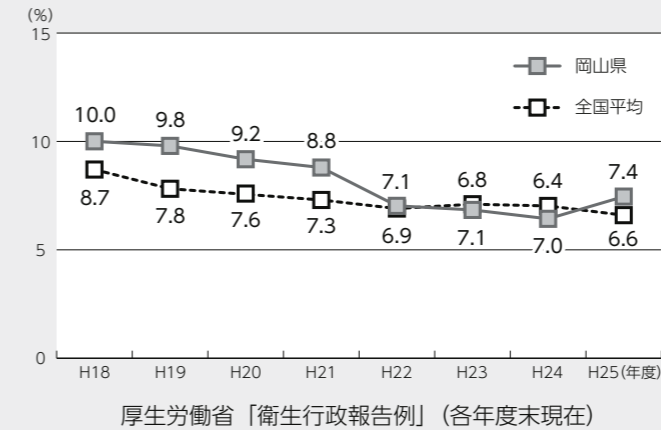
○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利

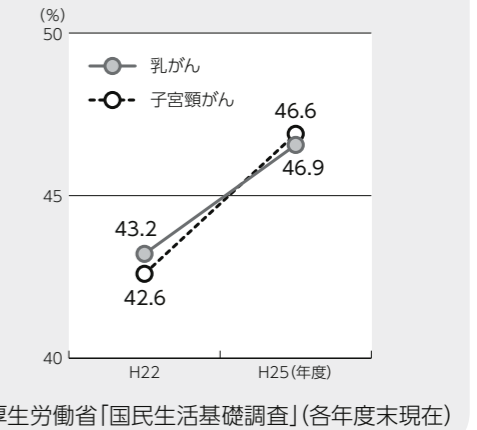


20歳未満の人口妊娠中絶率

15歳以上20歳未満の女子の総人口千対



女性のがん検診の受診率



数値目標	策定時	目標値
学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する教育を実施している割合	小：96.8% (H26) 中：94.2% (H26) 高：86.3% (H26)	小：100% (H32) 中：100% (H32) 高：100% (H32)
女性のがん検診の受診率*	乳がん	46.6% (H25) / 50.0% (H31)
	子宮頸がん	46.9% (H25) / 50.0% (H31)

*国民生活基礎調査(3年ごと)による。

施策の方向

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

推進する施策

- エイズ出前講座等、エイズ・HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進、相談検査体制の充実、医療対策の促進等〔保健福祉部 健康推進課〕
- 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- 性感染症の検査及び性感染症予防知識の普及・啓発〔保健福祉部 健康推進課〕
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発〔保健福祉部 健康推進課〕
- 公立学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施〔教育庁 保健体育課〕

② 生涯を通じた女性の健康支援

推進する施策

- 周産期における高度専門的な医療体制の整備〔保健福祉部 医療推進課〕
- 乳がん、子宮がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上〔保健福祉部 健康推進課〕
- 女性の心と身体に対する相談支援の実施〔保健福祉部 健康推進課〕

重点目標9 生活困難を抱える人々への支援

現状と課題

経済情勢の変化に伴い、非正規雇用といった労働環境が厳しさを増す中で、貧困や、地域での孤立などさまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されます。周囲とのネットワークづくり、家事など日常生活面の支援も重要です。

さらに、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

数値目標	策定時	目標値
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.0人（H26）	14.4人（H32）

施策の方向

① ひとり親家庭等の自立支援

推進する施策

- ひとり親家庭等に対する就業相談から就業情報の提供にいたるまでの一貫した就労支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ひとり親家庭等における医療費負担の軽減〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ひとり親家庭等に対する相談活動〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 児童扶養手当の支給〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 母子家庭の母等の職業能力開発の取組に対する支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 母子、父子家庭等に対する生活安定化のための資金貸付〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 母子家庭の母等の職業訓練に伴う経済的負担の軽減〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- 県営住宅の一般住戸入居におけるひとり親家庭への抽選時における優遇措置〔土木部都市局 住宅課〕

② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

推進する施策

- 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- 男性向けの料理教室等、日常生活の支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- 自殺予防対策の充実（性別を問わない）〔保健福祉部 健康推進課〕

③ 高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援

推進する施策

- 認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔保健福祉部 健康推進課〕
- 障害のある人の社会参加に向けた理解促進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 障害のある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 身体障害のある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 地域における障害のある人の自立支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 県有施設の整備における高齢者や障害のある人等の意見を聞くバリアフリー相談検討会の実施〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 発達障害のある人のトータルライフ支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- 地域包括ケアシステムの構築の支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 医療・介護の連携〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 介護支援専門員の養成、認定調査員等の研修〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 介護基盤の整備推進〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 介護保険運営に係る市町村の指導・支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- 高齢者等が円滑に入居できる賃貸住宅についての情報提供〔土木部都市局 住宅課〕

